

一復連第七〇五九号

琉球における日本人俘虜の遺骨について

昭和二十五年十二月十一日

引揚援護庁復興局長

外務省連絡局長 殿

一参照一九五〇、一一、七 日本連絡部覚書

一琉球に埋葬されている日本人俘虜の遺骨の数は七二、三九四以上である。

註

A、今次戦争間北緯三十度以南の琉球諸島で死亡した元日本陸海軍軍人軍属の中で現在迄に死亡したことが判明しているのは七七、一五四名である。此の七七、一五四名の中現在迄に内地に還送せられた遺骨は四、七六〇柱であ

右の内沖繩軍政部から送付せられたのは五〇〇柱であり殘餘の四、四六〇柱は復員者が現地から歸還復員の際携行して來たものである。沖繩軍政部から送付せられた五〇〇柱については九五〇、五、二五 F D B 第七九五号一沖繩から送還された遺骨について及び一九五〇、九、二〇 F D B 第八八〇一琉球に在る元日本陸軍軍人軍屬の遺骨の件」を参照せられたい。

琉球における日本人俘虜の遺骨について

宛 外務省連絡局長 殿

信 發 引揚探部庁得屬局長

一 復送第レのレ号

一 参照一九五〇、一一、七日本連絡部覺書

一 琉球に埋葬されている日本人俘虜の遺骨の数は七二、三九四以上である。

註

▲、今次戦争間北緯三十度以南の琉球諸島で死亡した元日本陸海軍軍人軍艦の中で現在迄に死亡したことが判明しているのは七七、一五四名である。此の七七、一五四名の中現在迄に内地に還送せられた遺骨は四、七六〇柱である。従つて琉球に埋葬されている遺骨数は七二、三九四以上である。

Ｂ、琉球に現在埋葬されている遺骨の中連合軍總司令部の通知により沖縄に現に實在していることが判明している遺骨は一七七柱であり、鬼界島からの連絡により鬼界島に現に實在していることが判明している遺骨は八四柱である。

右の沖縄の一七七柱については一九五〇、九、二〇FD B八八〇「琉球にある元日本軍人軍艦の遺骨の件」を参照し、鬼界島所在元日本海軍軍人遺骨還送懇請に關する件」及び一九五〇、四、二七、復二第一〇三九号「鬼界島所在元日本海軍軍人遺骨還送懇請に關する件」を参照せられたい。

琉球から還送された日本人俘虜の遺骨の数は四七六〇柱である。右の内沖繩軍醫部から送付せられたのは五〇〇柱であり、残餘の四、四六〇柱は復員者が現地から歸還復員の際携行して來たものである。沖繩軍政部から送付せられた五〇〇柱については一九五〇、五、二五FD B第七九五号「沖繩から送還された遺骨について」及び一九五〇、九、二〇FD B第八八〇「琉球に在る元日本陸軍軍人軍艦の遺骨の件」を参照せられたい。

一、参照一九五〇、一一、七日日本連絡部員書

二、琉球に埋葬されている日本人俘虜の遺骨の数は七二、三九四以上で

ある。

註

A、今次戦争同北緯三十度以南の琉球諸島が死亡した元日本陸海軍軍人軍馬の中で現在迄に死亡したことが判明しているのは七七、一五四名である。此の七七、一五四名の中に現在迄に内地に還送せられた遺骨は四七六。柱である。復つて琉球に

埋葬されたもの遺骨は七二、三九四以上である。

B、琉球に埋葬されている遺骨の中に連合軍總司令部の通知により沖縄に現に実在していることが判明している。

遺骨は一七七柱であり、鬼界島からの連絡により鬼

界島に現に實在していることか判明している遺骨は八四柱
である。

右の沖繩の一七七柱については一九五〇、九、二〇 FDB 八八〇「琉球にある
元日本軍人軍属の遺骨の件」を参照し、鬼界島の八四柱につ
いて一九四九、一、二七、復二第百七三号「鬼界島所在元日本
海軍軍人遺骨遺送懇請に因する件」及び一九五〇、四、二七、
復二第百〇三九号「鬼界島所在元日本海軍軍人遺骨
遺送懇請に因する件」を参照せられたい。

三、琉球から遺送される日本人係属の遺骨の数は、四、七六〇柱である。

(英文)

右の内神遺骨の件から送付せられるのは、二五〇柱であり、残りの四四六〇柱は復元者が現地から回収したものである。そのうち、一、二五〇柱は、一九五〇年三月に、FDB 七九五号「沖繩から遺送される日本人係属の遺骨の件」で送付されたものである。また、琉球に在る元日本軍人軍属の遺骨の件については、復二第百〇三九号「鬼界島所在元日本海軍軍人遺骨遺送懇請に因する件」を参照されたい。